

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	防火対象物点検報告特例認定の取消し	
根拠法令・条項	消防法第8条の2の3第6項	
所 管 課	予防部	予防査察課
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 消防法第8条の2の3第6項により、「偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したこと」、「同法第5条第1項、同法第5条の2第1項、同法第5条の3第1項、同法第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は同法第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令(防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が同法若しくは同法に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされたこと」、「同法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったこと」が処分基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。 なお、同法第8条の2の3第1項第3号の総務省令で定める基準については、消防法施行規則第4条の2の8の関係規定とする。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	